

◎科学技術の分野における協力に関する日本国政府と
中華人民共和国政府との間の協定

(略称) 中国との科学技術協力協定

昭和五十五年 五月二十八日 東京で署名
昭和五十五年 五月二十八日 効力発生
昭和五十五年 六月十三日 告示
(外務省告示第二二二六号)

目次

前文

第一条 科学技術協力の発展及び促進並びに協力の形態	三一一
第二条 協力活動の細目及び手続を定める実施取締	三一一
第三条 日中科学技術協力委員会の設置等	三一二
第四条 各種団体及び機関並びに個人間の協力の支持及び促進	三一三
第五条 便宜供与	三一三
第六条 関係法令に従っての協定の実施	三一三

中国との科学技術協力協定

第七条 効力発生、有効期間及び終了並びに終了と計画の実施との関係 一一三
末文 一一四

科学技術の分野における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

日本国政府和中华人民共和国政府
科学技术合作协定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
両国間の友好協力関係が、千九百七十八年八月十一日ビ北京
で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の
基礎の上に発展してくることを想起し、
科学技術の分野における両政府間の協力が、両国間の友好協
力関係を一層強固にし、かゝ、両国の経済及び社会の発展に資
することを信じ、
この協力を促進することを眞摯として、
次のとおり協定した。

第一条

協力並びに促進形態の科学技術

- 1 両政府は、平等及び互恵の原則の基礎の上に科学技術の分
野における両政府間の協力を発展させ、かゝ、促進する。
- 2 1の協力は、次の形態により行なうことが可能。
 - (1) 科学者及び技術者の派遣及び受け入れ
 - (2) 両国の科学者及び技術者が参加する船団、ヤマナード
の会合の開催
 - (3) 共同研究の実施
 - (4) 科学技術に関する情報の交換
 - (5) 両政府間で合意することのあるその他の形態

- 日本国政府和中华人民共和国政府鉴于两国间的友好
合作关系于一九七八年八月十二日在北京签订的《日本国
和中华人民共和国和平友好条约》的基础上正在发展，确
信两国政府在科学技术领域的合作将有助于两国间友好关
系的进一步巩固和两国经济、社会的发展，为促进这一合
作，达成协议如下：
- 一、两国政府应在平等互利原则的基础上，发展和促
进两国政府间科学技术领域的合作。
- 二、本条第一款所述的合作，可以采取下列形式：
- (一) 派遣和接受科学家和技术人员；
 - (二) 举办两国科学家和技术人员参加的讨论会、研究
会等；
 - (三) 进行共同研究；
 - (四) 交换有关科学技术情报；
 - (五) 两国政府同意的其他合作形式。

第二条

協力活動
細目及び手続を定める実
施取極は、両政府の機関のいずれか適当なものをお判
事者として行うことができる。

第三条

日中科学
技術協力委員会の設置等

- 1 両政府は、この協定の目的を達成するため、両政府の代表者から成る日中科学技術協力委員会（以下「協議会」といふ）を設置する。委員会は、外交上の経路を通じて併んでいた日本に、日本国及び中華人民共和国において交互に会合する。
- 2 委員会は、次の任務を有する。
- (1) この協定の実施に関する主要な科学技術の政策事項を討議すること。
- (2) この協定の協力計画その他の協定の実施上必要となつた勧告を両政府に対して行うこと。
- (3) この協定の実施状況を検討すること。

3 委員会の会合が開催されてこなじ間、委員会の会合に際する事項に関する連絡は、外交上の経路を通じて行われる。

- 4 専門部会が、必要に応じ、委員会の全般的な指導の下に設置される。専門部会は、特定の分野における協力を調整し、及び推進する任務を有する。

两国政府或政府机关任何适当部門可制订根据本协定规定的专门合作项目细节和手续的执行协议。

第三条

一、両国政府为达到本协定的目的，设立由两国政府代表组成的日中科学技术合作委员会（以下简称委员会）。委员会按照外交途径所商定的日期，轮流在日本国和中华人民共和国会晤。

二、委员会具有下列任务：

- (一) 讨论与执行本协定有关的主要科学技术政策的事项；
(二) 向两国政府提出关于本协定的合作计划和其他实施本协定所必要的建议；
(三) 检查本协定的执行情况。
- 三、委员会不举行会晤期间，委员会关于本条第二款事宜的联系，通过外交途径进行。
- 四、根据需要，在委员会的全面指导下，可设立专门工作小组。专门工作小组负责协调和推进特定领域合作的任务。

第四条

各機関並びに個人の間の科学技術協力を促進する。

両政府は、両国の各種団体及び機関並びに個人の間の科学技術協力をできる限り支持し、かつ、促進する。

第五条

各政府は、他方の国の国民に於けるこの協定に基く活動の遂行に必要な便宜を与える。

第六条

この協定は、各国の関係法令に従つて実施される。

関係法令の従つて実施する。

効力発生と並び終了間の実施計画に従つて実施する。

第四条

两国政府は、各自の法律規章を実施する。

第五条

一方の政府は、本協定の実施に必要な方便を提供する。

第六条

本協定は、各自の法律規章を実施する。

第七条

この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2 この協定は、一年間効力を有するものとし、その後は、この規定に定めるところによって終了するまで効力を有する。

3 これの一方の政府も、六箇月前に他方の政府に対して文書による予告を与えることにより、最初の二年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることが可能である。

4 この協定の終了は、第二条による実施取締に従つて行われる。

この協定は、署名の日に効力を生ずる。

一、本協定は、本協定の有效期限が満了する前に、继续有效。

二、本協定は、本協定の有效期限が満了する後、在根据第三款的规定宣布终止之前，继续有效。

三、任何一方政府在最初两年期满时或在其后，可以在六个月以前，以书面预先通知另一方政府，随时终止本协定。

四、本協定の終止、不影响在本協定終止之前尚未

中国との科学技術協力協定

三一四

かつ、この協定の終了の時までに履行を完了してしまつてかかる
計画の実施にも影響を及ぼすものではなし。

以上の誓約として、下名は、各自の政府から正副署名を取
りてこの協定に署名した。

一千九百八十年五月二十八日に東京で、ひとしー正文やあふ印
本語及び中国語により本書二通を作成した。

下列代表、経各自政府正式授權、已在本協定上簽
字為證。

本協定于一九八〇年五月二十八日在东京签订，一
式兩份，每份都用日文和中文写成，两种文本具有同等
效力。

日本国政府代表

中华人民共和国政府代表

大来佐武郎

黄 華

中華人民共和国政府のために

黄 華

(参考)

この協定は、我が国政府と中華人民共和国政府との間の科学技術分野における協力を平等及び互恵の原則に基づき発展させ及び促進するため、協力の形態、日中科学技術協力委員会の設置等を定めたものである。